

通所介護及び第一号通所事業 運営規程
泉寿の里デイサービスセンター運営規程

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人やすらぎ福祉会が運営する泉寿の里デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び第一号通所事業(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(第一号通所事業にあつては要支援状態)又は事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、第一号通所事業を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業所の指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の必要な援助を行う。
- 2 事業所の第一号通所事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他の必要な援助を行う。
- 3 通所介護事業の実施に当たっては、関係市町村、及び、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、多様な評価の手法を用いて、その提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 泉寿の里デイサービスセンター
- ② 所在地 岡山市北区三門中町1-2

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 2名(うち1名は介護職員兼務)
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上
介護職員 5名以上(うち1名は生活相談員兼務)
従業者は、指定通所介護及び第一号通所事業の提供に当たる。
- ③ その他
送迎職員 1名
- ④ 運営管理上必要があると認められるときは、事務職員を配置し、事務を執る。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- ② 営業時間 8時30分 から 17時30分 までとする。
- ③ サービス提供時間 9時00分 から 17時00分 までとする。

第6条（利用定員）利用定員は35名とする。（通常規模）

第7条（指定通所介護の内容）

通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活上の援助
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 入浴（一般浴・特殊浴）
- ⑤ 食事の提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
- ⑥ 送迎
- ⑦ レクリエーション・作業等
- ⑧ その他通所介護業務

第8条（指定通所介護、第一号通所事業の利用料等）

- 1 指定通所介護及び第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び第一号通所事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートルあたり300円徴収する。
- 4 食費は、一律650円を徴収する。
- 5 おむつ代等は、実費を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岡山市の区域とする。（旧灘崎町、御津町は除く）

第10条（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 1 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者又は家族に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第11条（緊急時、事故発生時等における対応方法）

1. 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じたときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。
2. 事業者は、利用者に対する指定通所介護（第一号通所事業）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。
3. 事業者は、利用者に対する指定通所介護（第一号通所事業）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4.事業者は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

第12条 (非常災害対策)

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的(年2回以上)に避難・救出等訓練を行う。

第13条 (指定通所介護・第一号通所事業の利用契約)

本会は、指定通所介護(または第一号通所事業)の提供の開始にあたり、利用者及び家族に対して通所介護(第一号通所事業)利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差支えないものとする。

第14条 (衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

- 1 事業所は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は、通所介護従業者に対し、伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

第15条 (秘密保持)

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第16条 (個別援助計画の作成等)

- 1 従業者は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者及び家族に説明する。
- 2 従業者は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

第17条 (サービス提供記録の記載)

通所介護従業者は、指定通所介護(第一号通所事業)を提供した際には、その提供及び内容、当該指定通所介護(第一号通所事業)について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第5項の規程により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

第18条 (苦情解決体制の整備)

1. 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。
2. 事業者は通所介護の提供に関し、法第23条規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業者は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第19条（損害賠償）

社会福祉法人やすらぎ福祉会は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第20条（身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続）

- 1 事業者は通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - 二 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第21条（虐待防止のための処置に関する事項）

- I 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止の為、次の処置を講ずるものとする。
 1. 虐待の防止に関する責任者の選定
 2. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 3. その他虐待防止の為に必要な処置
- II 事業者は、通所介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第22条（成年後見制度の活用支援）

事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行う為、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

第23条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後3カ月以内
 - ②継続研修 年3回
- 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを掲示するものとする。
- 3 事業者の会計とその他の事業の会計は区分することとする。
- 4 従業者は、この事業を行うため、従業者、施設整備、備品、会計、その他に関する帳簿を整備するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業者は、通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

この規程は、平成15年5月24日から改正する。

この規程は、平成15年6月1日から改正する。

この規程は、平成17年4月29日から改正する。

この規程は、平成17年10月1日から改正する。

この規程は、平成18年2月1日から改正する。

この規程は、平成19年1月14日から改正する。

この規程は、平成20年7月1日から改正する。

この規程は、平成20年9月1日から改正する。

この規程は、平成21年1月1日から改正する。

この規程は、平成23年10月24日から改正する。

この規程は、平成24年4月1日から改正する。

この規程は、平成25年4月1日から改正する。

この規程は、平成25年7月1日から改正する。

この規定は、平成27年1月1日から改正する。

この規定は、平成27年4月1日から改正する。

この規定は、平成27年8月1日から改定する。

この規定は、平成29年10月1日から改定する。

この規定は、平成30年4月1日から改定する。

この規定は、令和元年11月1日から改定する。

この規定は、令和2年4月1日から改定する。